

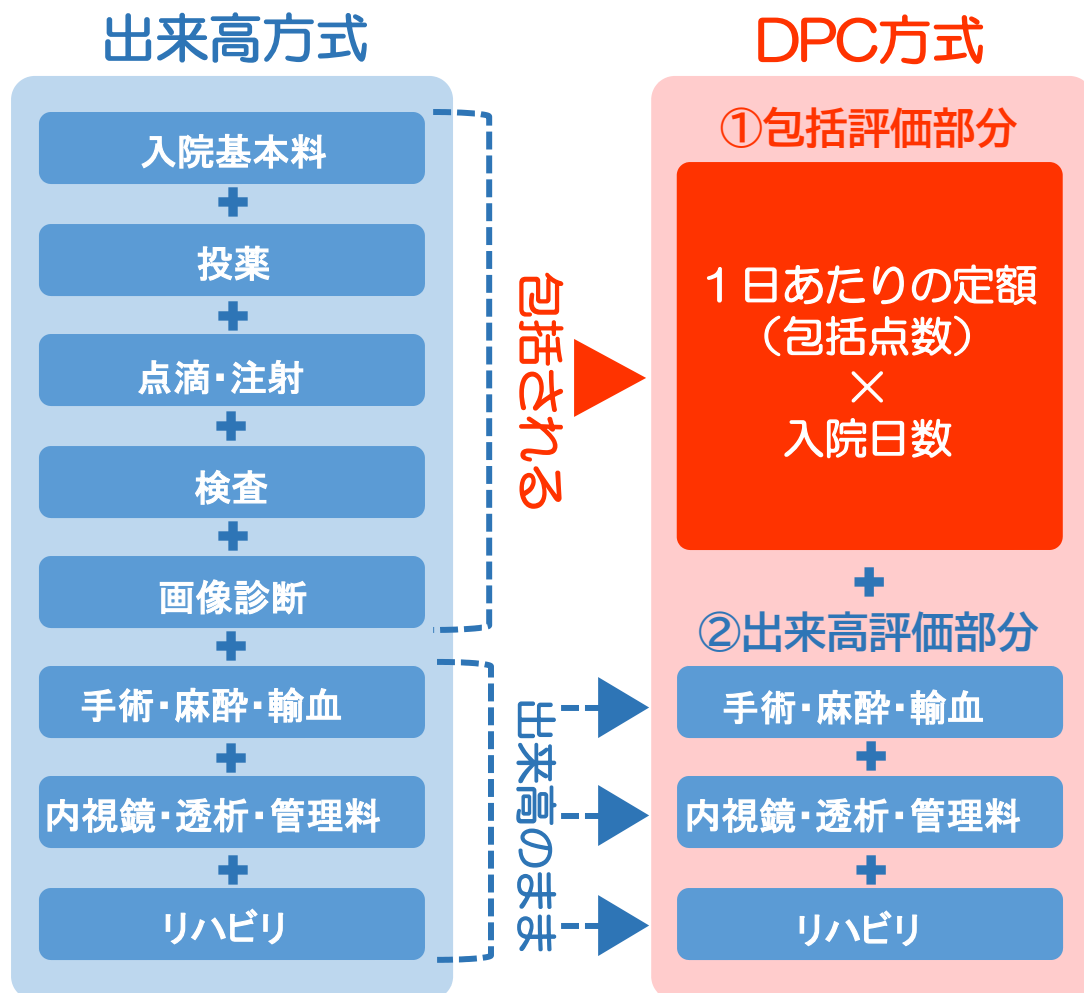
2020年4月より入院医療費が DPC制度に変わります

DPCとは「診断群分類」のことで傷病名と診療行為の組み合わせにより患者さんを分類する方法のことをいいます。

DPC制度（方式）とは、このDPCに基づいた医療費の包括（定額）報酬支払いの制度です。DPC制度は、従来の入院医療費（診療報酬）の計算方法である「出来高方式」に代わる新しい制度として、国の医療政策の下、大学病院において2003年に開始されました。

従来の「出来高方式」では、同じ病気であっても各病院間に診療行為・入院日数のばらつきが生じたり、医療費に差が生じやすいという問題がありました。そこで、こうした問題を是正し、より質の高い効率的な医療を目指して作られたのが、このDPC制度です。これは、主な傷病名と診療行為が同じであれば、どの病院であってもほぼ同じような治療内容・医療費となるよう定額（包括）報酬支払いの仕組みを取り入れた制度で、2006年以降、大学病院だけでなく各地の急性期医療を担う病院を対象に段階的に拡大していき、現在では全国で1700を超える病院に導入されています。

当院では、国のこうした医療政策の意義・将来への方向性と、地域医療を担う地域中核病院としての役割に鑑み、2020年4月より「DPC対象病院」への参加を決定いたしました。



DPC制度の



誰が対象になるの？

3階病棟に入院している患者さんが対象です。

- ・4階、5階(療養病棟)南棟(緩和ケア病棟)の患者さんは従来通りです。
- ・3階病棟でも、特定の手術、投薬を受けている方や労災、自賠責保険を使用される方は対象外になる場合があります。

治療内容が変わるの？

いいえ、治療内容は変わりません。

ただし、事前に外来にて検査が可能な場合は、入院までに外来での検査をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

医療費は今までより安くなるの？高くなるの？

安くなる場合も、高くなる場合もあります。

従来の出来高方式と「DPC方式」では計算方法が全く異なるため、決められた主な傷病名によって高くなることもあれば、安くなることもあります。高額療養費制度を使えば安くなる場合もございますので、保険証の発行元(保険者)までお問合せ下さい。

複数の病気を持っている場合はどうなるの？

投じた医療資源を総合的に勘案し、主治医が主な傷病名を1つに決めます。

入院医療費を決めるための「傷病名」は、1回の入院で1つだけとされ、その入院で「医療資源(治療にかかった全ての費用)を最も投入した傷病名」とされています。最終的に主治医が総合的に判断して決定します。

包括部分の「1日あたりの定額」は入院している間ずっと同じなの？

いいえ、4段階で変わっていきます。

例えば、ある疾患では…

- ①入院1日目から3日目まで 3万円/日
- ②入院4日目から10日目まで 2万5千円/日
- ③入院11日目から30日目まで 2万円/日
- ④入院30日以降は、従来の出来高方式

1日あたりの金額と、決められている日数は患者さんの主な傷病名と主な診療行為の組み合わせのパターンごとにすべて異なります。